

環 政 第 1334 号

平成 23 年 12 月 13 日

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

富山県知事 石井 隆一

富山新港火力発電所石炭 1 号機リプレイス計画環境影響評価方法書に対
する意見について

平成 23 年 7 月 28 日付けで北陸電力株式会社から送付があった標記方法書に対す意見について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 第 1 項の規定により、別添のとおり提出します。

(別添)

富山新港火力発電所石炭1号機リプレイス計画環境影響評価方法書に対する意見

富山新港火力発電所石炭1号機リプレイス計画は、使用燃料を石炭から液化天然ガスに転換し、高効率で環境負荷の少ないコンバインドサイクル発電設備を採用しており、二酸化炭素排出量の削減による低炭素社会の実現に貢献するものです。

事業者には、引き続き、地域住民とのつながりを重視するとともに、今後一層、環境配慮の視点に立った事業活動が求められます。

こうしたことを踏まえ、当該計画の環境影響評価方法書について、慎重に検討した結果、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。事業者はこの意見を十分考慮の上、適切に環境影響評価を実施する必要があります。

記

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、周辺の状況変化や事業計画の具体化等に伴い、調査、予測及び評価の項目や手法の選定に影響を及ぼす新たな事情が生じたときは、必要に応じて項目の追加や手法の見直しを行うこと。また、具体化した事業計画を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、最新のデータや知見の集積に努め、必要に応じて調査、予測及び評価の手法の見直しを行うこと。また、各分野の専門家の意見を聴くとともに、指摘事項には確実に対応すること。

2 事業計画に関する事項

- (1) 予測及び評価の前提条件となる、下記の詳細な内容について、準備書に記載すること。
 - ア LNG 1号機の具体的な仕様
 - イ 発電用燃料であるLNGの成分や年間使用量の根拠
 - ウ ばい煙に関する事項について、排出ガス量等を算出している根拠
 - エ 窒素酸化物対策として設置する排煙脱硝装置の処理効率等
 - オ 騒音、振動の発生機器に関する具体的な仕様
 - カ 工事期間において環境への負荷が最も大きくなる時期
- (2) ガスタービンの起動時及び停止時には窒素酸化物濃度が急激に変動することから、起動時や停止時の非常稼働時における窒素酸化物排出量について検討し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

- (3) 煙突の高さや位置については、環境負荷を低減する観点から複数案を比較検討した結果を踏まえ決定するとともに、その検討結果を準備書に記載すること。
- (4) ガスタービン等の大型重量物や運転開始後の燃料を海上輸送する計画について、船舶による大気質や騒音等への影響が懸念されることから、船舶による環境影響の程度を検討し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。
- (5) 緑化について、周辺の環境に影響を与えないよう在来種を選定するとともに、景観にも配慮した長期的な管理計画を策定すること。

3 環境影響評価の項目に関する事項

- (1) 水環境の富栄養化について、富山湾の水質保全を図るため、富山県水質環境計画において窒素及びリンの水質環境目標値を定め、排出削減対策を進めていることから、評価項目に選定すること。
- (2) 生態系について、事業実施区域及び周辺では、予備調査において重要な鳥類が確認されており、鳥類を上位とする生態系が考えられることから、年間を通じた動物の生息環境や植物の生育環境を把握したうえで、必要に応じて予測及び評価を行うこと。
- (3) 施設の稼働に伴う低周波音について、類似施設の実態等を調査するなど、周辺環境への影響の程度を検討し、必要に応じて評価項目に選定すること。

4 調査、予測及び評価に関する事項

- (1) 全般
 - 調査地点、調査期間、予測の基本的な手法等について、選定理由を具体的に準備書に記載すること。
- (2) 大気環境
 - ア 特殊気象条件下における短期高濃度予測について、気象の観測結果等を考慮し、必要と考えられる特殊気象を明らかにしたうえで予測を行うこと。
 - イ 建設機械の稼働及び施設の稼働による騒音、振動の現地調査について、住居地域への影響を把握するため、対象事業実施区域の東側（射水市七美中野）に調査地点を追加すること。
 - ウ 建設機械の稼働及び施設の稼働による騒音の現地調査について、工事が長期間に及ぶことから、季節ごとの調査や、休日に工事を行う場合には、休日の調査も行うこと。
- (3) 水環境
 - ア 予測地点について、排水により環境影響が及ぶと考えられる前面海域の範囲内に予測地点を追加し、海域への影響を予測及び評価を行うこと。
 - イ 底質の有害物質を環境影響評価項目に選定していることから、浚渫による水質への環境影響の程度についても検討し、必要がある場合には評価項目に選定すること。

(4) 動物

ア 予備調査において、重要な鳥類が確認されていることから、「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼動」の項目についても、必要に応じて影響を予測・評価を行うこと。

イ 現地調査について、希少猛禽類の営巣・繁殖行動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（環境省）」及び専門家の意見を踏まえ、二営巣期を含む1.5年以上の調査を実施すること。

ウ 取水口への次亜塩素酸ソーダの注入による生物への影響について、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

5 大規模自然災害の発生に際して対処すべき事項

東日本大震災の経験から得られる教訓を踏まえ、大規模な地震、津波、集中豪雨等の自然災害によって施設の故障、破損等が発生した場合について、生活環境への影響を最小限に止める対処方針を準備書に記載すること。

6 環境影響評価過程における住民理解の促進

環境影響評価を行う過程において住民理解の促進に努めるとともに、準備書の作成にあたっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。